



1 ごみ処理の現状

- ▶ ごみ排出量は、年々減少傾向にあります。
- ▶ 家庭系ごみ・事業系ごみの中には、リサイクルが可能な資源物が少なからず含まれていることが明らかになっています。
- ▶ ごみ処理に要する費用は増加傾向にあり、毎年度 30 億円以上の費用がかかっています。

2 ごみ処理の課題

- ▶ 堤十二天一般廃棄物最終処分場は、令和 15（2033）年度に埋立期限を迎え、それ以降は、多額の費用を投じ、焼却灰の全量を市外で処理しなければなりません。
- ▶ 他のごみ処理施設は、老朽化に伴い、同時期までに、多額の費用を投じ、順次施設を更新しなければなりません。
- ▶ 厳しい財政状況と今後の費用の増大を背景として、大幅なごみの減量による費用削減と財源確保が必要です。



最終処分場



粗大ごみ処理施設



寒川広域リサイクルセンター



ごみ焼却処理施設

3 ごみ排出量の削減目標

- ▶ 最終処分場が埋立期限を迎える令和 15（2033）年度までに、平成 29（2017）年度と比べて、家庭系ごみは 25%、事業系ごみは 50%削減することを目指します。

4 ごみ減量に向けた施策

- ▶ これまでの啓発に加え、市民・事業者の皆さまとの直接対話形式による意見交換会の実施など、更なる啓発の強化に努めます。
- ▶ ごみとして処理していた剪定枝のリサイクルを実施し、先行自治体の事例から最も成果が認められるごみの有料化を実施します。

5 ごみ有料化の概要

- ▶ ごみ有料化とは、ごみ処理に要する費用の一部を、ごみ排出者である市民・事業者の皆さまより、手数料としてご負担いただく制度です。
- ▶ 有料化は、ごみの排出抑制・再生利用の促進などの効果が期待でき、全国の 6 割の自治体で導入されています。また、県内で導入している大和市・藤沢市・鎌倉市・逗子市では、ごみの減量に大きな成果をあげています。

6 本市におけるごみ有料化の実施内容

(1) 実施時期	令和 4（2022）年 4 月
(2) 対象品目	燃やせるごみ・燃やせないごみ ※ ボランティア清掃ごみや紙おむつなどと資源物は対象外
(3) 手数料	家庭系ごみ→1ℓあたり 2.0 円（例：40ℓの袋 80 円） 事業系ごみ→1ℓあたり 7.5 円（例：40ℓの袋 300 円） ※ 指定ごみ袋制
(4) 手数料の使途	指定ごみ袋作製流通費用など有料化導入関係経費・施設整備費・焼却灰の再資源化経費
(5) ごみ袋の種類等	家庭系ごみ→5・10・20・40ℓ（燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用）の 4 種類 事業系ごみ→20・40ℓ（燃やせるごみ専用）の 2 種類 ※ 10 枚 1 セットで指定販売店（スーパーやコンビニなど）において販売
(6) 減免措置の対象	生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・ひとり親家庭等医療費助成受給世帯

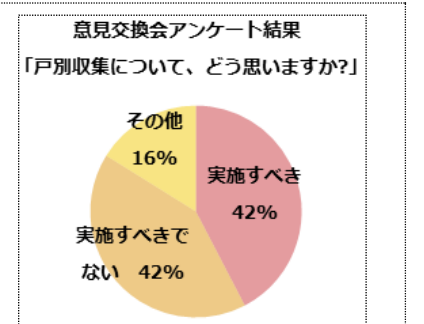
7 併用施策

(1) ごみ処理手数料の改定

		現行（～R4 年 3 月）		改定後（R4 年 4 月～）
直接搬入ごみ処理手数料	家庭系ごみ	12 円/kg	→	14 円/kg
	事業系ごみ	24 円/kg		28 円/kg
大型ごみ処理手数料		500 円/kg		700 円/kg

(2) 戸別収集の検討

- ▶ 戸別収集の導入可能性調査（道路状況・対象家屋などの調査）の結果、戸別収集を実施するためには、約 4 億円の費用が必要となり、また、平成 30（2018）年度に実施した意見交換会のアンケートの結果、戸別収集の実施を望まないといった市民の皆さまのご意見も一定程度存在することから、現段階での導入は見送り、引き続き検討を行いません。
- ▶ 戸別収集の代替施策として、安心まごころ収集制度を拡充し、また、ごみ（資源物）集積場所設置基準を見直します。



8 ごみ減量に向けた施策の実施にあたっての留意事項

- ▶ ごみ有料化の実施やごみ処理手数料の改定に伴い、事前周知やパトロールなどの必要な対策を講じるとともに、ごみ排出量の推移や手数料の使途などの情報を公開します。